

## 開 議

○**渋谷佐輔議長** おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。よって、定足数に達しております。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭議会運営委員長登壇)

○**町田義昭議会運営委員長** おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、4日の本会議において、各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第5号のとおり、一般議案3件、予算案2件、人事案件1件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申し合わせにのっとり、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

次に、追加議案の審議終了後、閉会中における継続審査について表決を行います。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。報告といたします。

○**渋谷佐輔議長** 本日の会議は、ただいまの議会

運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

## 日程第1 議案第49号 置賜定住自立圏の形成に関する協定の締結について外9件

○**渋谷佐輔議長** 日程第1、議案第49号 置賜定住自立圏の形成に関する協定の締結についてから、日程第10、議案第58号 平成30年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号までの10件を一括議題といたします。

## 総務常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間泰広委員長。

(赤間泰広総務常任委員長登壇)

○**赤間泰広総務常任委員長** おはようございます。

総務常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成30年第3回市議会定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案3件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月12日に開催し、委員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第49号 長井市定住自立圏の形成に関する協定の締結について申し上げます。

本案は、定住自立圏構想推進要綱に基づき、米沢市と置賜定住自立圏の形成に関する協定を締結するため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、去る3月議会において、中心市である米沢市がマンパワーを含めた増強を図り、ことし4月から人員を配置するとの答弁があったが、実際に人的増強が行われたかとの質疑がなされ、地方創生参事からは、従来は兼任職員の配置であったが、専任の主査が配置されたとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、地方活性化事業債を充当できるのは、医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野だけかとの質疑がなされ、地方創生参事からは、基本的には、その3分野となるが、他の自立圏の事例を見ると、民間事業者が特別養護老人ホームを整備する際の補助金に充当したり、観光と思われる施設の大規模改修工事に充当する事例等が散見されることから、間接的であっても、各分野に結びつけることができないか検討している。国からも充当の可否については個別に相談してほしい旨の話がされているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、協定を締結にするに当たり、現時点でインフラ整備的なものを検討しているのかとの質疑がなされ、地方創生参事からは、現時点で個別具体的に検討しているものはないが、本市には広域的に使用されている施設が多いことから、長井市と米沢市の連携のもと、何らかの財源措置ができないか検討していきたいとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、協定締結後の事業費の負担方式はどうなるのかとの質疑がなされ、地方創生参事からは、全ての事業費を米沢市に集めて集中管理するような方式は、現時点で考えていない。負担割合については、共生ビジョンに載せたから必ずしも米沢市の負担が発生するものではないと理解しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号 長井市旧長井小学校第一校舎条例の設定について申し上げます。

本案は、長井市旧長井小学校第一校舎の設置に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、公の施設の設置及びその管理に関する事項について定めるため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、巨額の費用を投じて残すことに決めた文化遺産でありながら、使用料が安過ぎるのではないかと、使用料の設定根拠は何かとの質疑がなされ、地方創生参事からは、長井市財産の交換・譲与・無償貸与等に関する条例の規定を準用したほか、近隣の路線価や市有物件災害共済会の建物再建築価格なども勘案し、コンサルへの委託結果なども踏まえた上で、利用促進が見込める金額ということで設定したとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、文化的な価値が全く考慮されていない金額設定であるし、多額の市税を投入して整備を行った以上、市民と市外の方の使用料について差別化を図るべきではないかとの質疑がなされ、地方創生参事からは、入場料を徴収する等、営利を目的とした利用に際しては増額することができる条項を設けている。また、多くの方から利用申し込みをいただいた場合は、市内の方を優先する取り扱いとしたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、ギャラリー停車場について、旧第一校舎を利用するという議論があったが、どのように考えているのかとの質疑がなされ、地方創生参事からは、今後の庁舎建設にもかわることであり、先方との協議もこれからという状況ではあるが、学び・芸術ゾーンの一部をお借りいただくことは可能であると認識しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、旧第一校舎については、観光客を観光交流センターからまちなかに誘導するという役割に期待しているが、国道を越え

てまで来ていただくためには、その手だてが薄いのではないかと質疑がなされ、地方創生参事からは、指定管理者の選定に当たり、仕様書の中に、原則週1回以上、学びやにぎわいを創出するイベントを実施することという項目を含めることなどについて検討したいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、事業者ゾーンの内装工事については、事業者が実施するのか、長井市が施工するのかとの質疑がなされ、地方創生参事からは、内閣府からは市が直接工事することが望ましいとの回答を得ている。そうしたことから、当初予算に補助金として計上している金額について、今後、設計監理、工事施工、備品購入等の各費目に組み替えさせていただきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、学校施設としての長井小学校と旧第一校舎との境界に何らかの安全対策を考えているかと質疑がなされ、地方創生参事からは、大きな塀や、過度に高いフェンス等は考えていないが、防犯カメラを設置し、昇降口や管理棟との位置関係も含めて、学校側と協議を行っていくとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、現段階では賛成しかねるため、予算総括質疑で再度質疑を行うとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号 長井市議会議員及び長井市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員選挙に係る選挙運動用ビラの頒布が可能となったことから、その作成費用に係る公費負担について、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、選挙ビラとして審査・認定を受け、証紙の貼付が可能となるのはいつからかとの質疑がなされ、選挙管理委員会事務局長からは、選挙ビラの内容については事前に見せていただくが、実際に証紙をお渡しできるのは、立候補受け付けの際であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今回の改正により、有権者の関心の高まりが予想されることに加え、過去の投票率、選挙期間の短さ等を考慮した場合、期日前投票所を前回衆議院選同様、タスに設定することは問題なのではないかと質疑がなされ、選挙管理委員会事務局長からは、駐車スペースやバリアフリーである点等を考慮すれば、道の駅は期日前投票所として利点が多い施設であると考えている。ただし、同じ建物に選挙管理委員会事務室を設けることは難しく、トラブル発生時に事務局職員が執務場所からすぐに駆けつけられるかという点で不安が残ることから、前回の反省も踏まえ、タスの1階展示ホールをお借りすることとし、駐車スペースについては、市民文化会館やつつじ公園駐車場を利用することで対処したいとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、選挙運動用のビラのサイズは最大どのくらいか。また、公費負担のビラの頒布方法としてはどのようなものを想定しているかと質疑がなされ、選挙管理委員会事務局長からは、ビラのサイズは最大でA4サイズ、裏表、横向きの制限はなく使用できる。頒布方法として想定しているのは、新聞折り込み、演説会等でお渡しする方法、選挙事務所に来た方にお持ち帰りいただく方法等であるが、ビラを持参して個人宅を訪問することは、戸別訪問に当たり、選挙違反になるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**洪谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。  
ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**洪谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第49号から日程第3、議案第54号までの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第49号 置賜定住自立圏の形成に関する協定の締結についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**洪谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2、議案第52号 長井市旧長井小学校第一校舎条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**洪谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3、議案第54号 長井市議会議員及び長井市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**洪谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

## 文教常任委員会審査報告

○**洪谷佐輔議長** 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆文教常任委員長登壇)

○**安部 隆文教常任委員長** おはようございます。

平成30年第3回市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました議案1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしました。

それでは、議案第50号 長井小学校管理棟建設工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事の請負契約を締結するため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**洪谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**洪谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。